

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 施策の方向性

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市のこども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたり、本計画でめざす基本理念を次のとおり掲げます。

未来を担うこども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

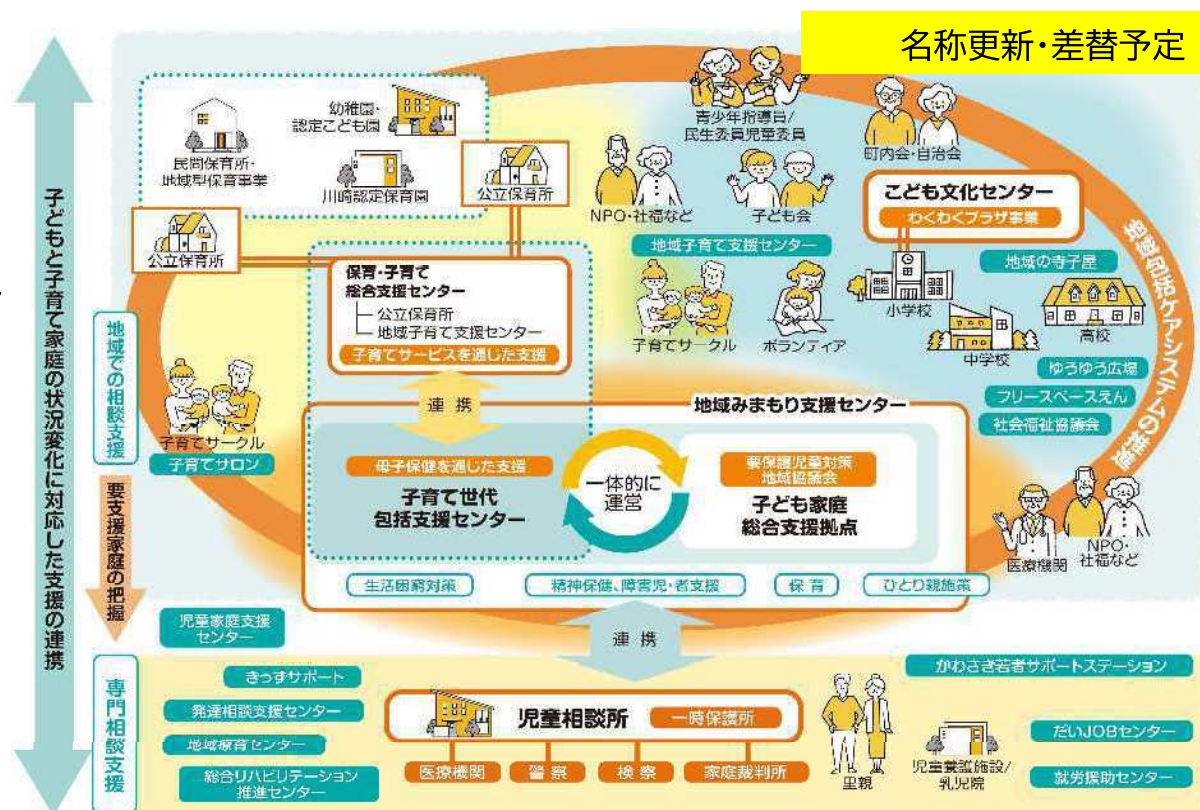
こども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

すべてのこどもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりのこども・若者の立場に立って、こどもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、こどもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

こども・若者がすこやかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

視点1 こどもの権利を尊重する

すべてのこどもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かなこども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

子ども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、国の「こども大綱」や本市「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、こども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めるとともに、こども・若者の視点を尊重し、意見を聴きながら取組を進めます。

視点2 地域社会全体で子ども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、こども・若者や子育て家庭を温かく見守り、こども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会をめざします。

視点3 こども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりのこども・若者がすこやかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「こどもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

視点4 すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高いこども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべてのこども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性

本計画の推進に向けて、次の3つを方向性として示し、総合的に施策を展開します。

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

- ・核家族化や就労・経済状況の変化、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育てに不安や負担を感じる家庭が増えています。これから結婚や出産を迎える世代や子育て中の世代が、「安心してこどもを産み育てられる」「子育てが楽しい」と思えるよう、切れ目のない総合的な子育て支援を進めます。
- ・身近な場所で支援が受けられる取り組みを進めるとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」という安心感を持てるよう、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子育てをする家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりを進めます。
- ・少子化や子育て家庭の就労形態、意識・価値観の多様化などを背景として、保育所等に求められる役割も変化していることから、子育て家庭の多様なニーズを的確に捉えた質の高い保育・幼児教育の提供に向けた取組を推進します。
- ・子育てに関するさまざまな手続きは、時間的な余裕がない子育て家庭にとっては大きな負担となっています。子育て支援のDX化により利便性を高める取組を進めるとともに、子育て世代が安心して楽しく住み続けられるまちづくりを進めます。

(施策)

- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
- 2 質の高い保育・幼児教育の推進
- 3 子育てしやすい居住環境づくり

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

- ・こどもは成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身に付け、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、多様な価値観に触れ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。
- ・自分の居場所がないことは、孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠な要素であると言えます。こどもを取り巻く家庭・地域の環境が変化中、すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分らしく安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していける環境づくりを進めていきます。
- ・学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、主体的に学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培う取組を推進します。
- ・こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、また変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、こどもの主体性を高めることにつながります。そのため、こどもの意見表明や参加の取組を推進します。

(施策)

- 4 こどものすこやかな成長の促進
- 5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

3 施策の方向性

方向性Ⅲ ひとり一人の状況に応じたきめ細かい支援の充実

・児童虐待の相談・通件数やこどもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や援助希求が発信できないことなどから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。

・こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、こどもの成長段階や家庭の状況に応じて切れ目なく支援をつなげ、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱える子どもや若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。

・困難な状況にある子ども・若者やその家庭の中には、困っていてもSOSを出すことができないケースや、必要な情報が届きにくいケースがあることから、子どもや子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応・重篤化への未然防止等に向けて、児童相談所や区役所のほか、学校・医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。

・障害のある子どもや発達の気になる子どもなど、専門的な支援を必要とする子どもが増加しています。障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。

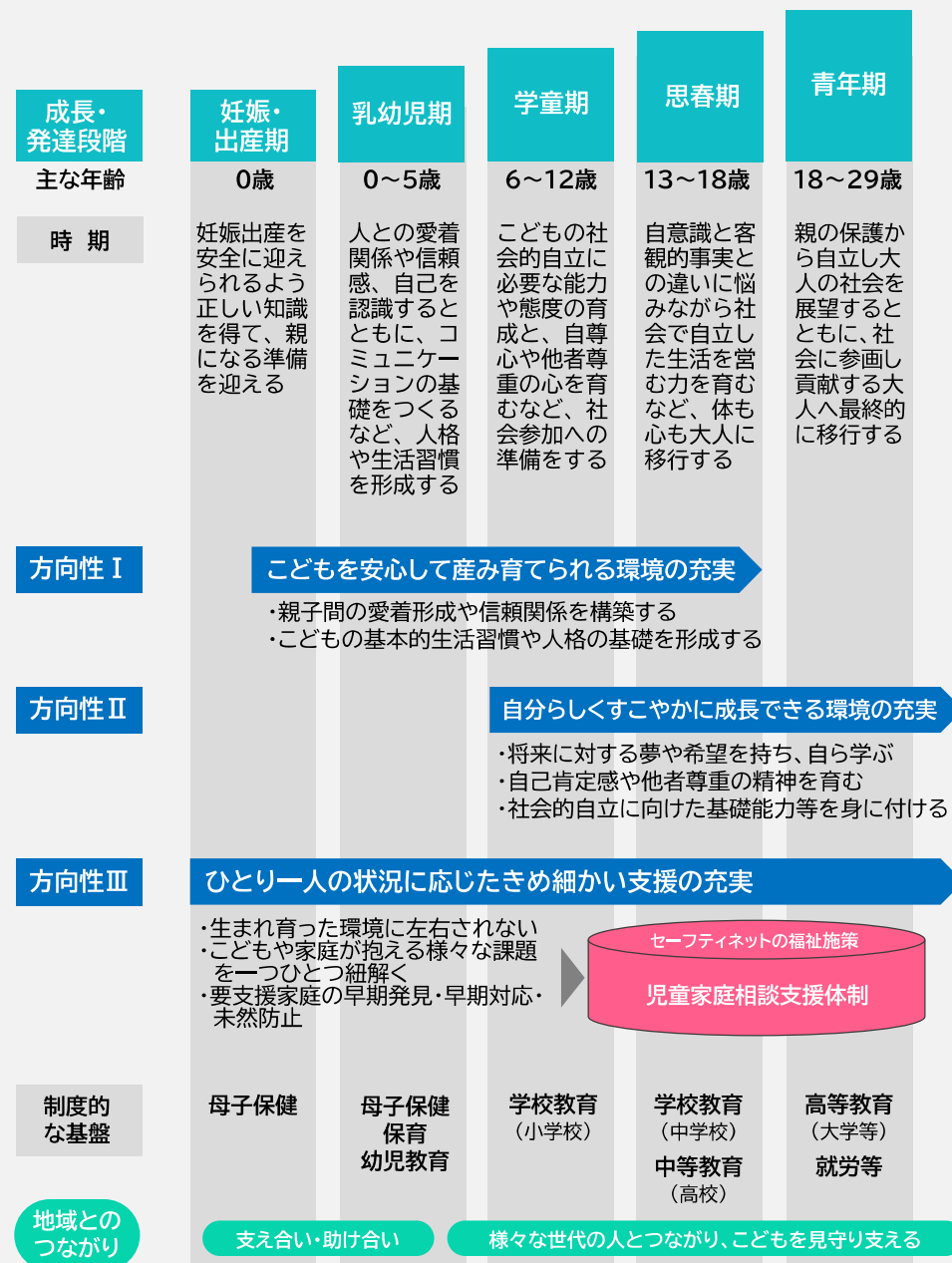
・就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。

(施策)

6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

こども・若者の成長・発達段階と施策の方向性との関係



第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

- 1 計画の施策体系図
- 2 記載内容の見方
- 3 施策及び事務事業

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

第4章には方向性に基づき取り組む7つの施策及び各施策を構成する事務事業と、ライフステージに応じた主な取組をまとめた「子育て応援パッケージ」を掲載しています。

1 計画の施策体系図

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実		方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実		方向性Ⅲ ひとり一人の状況に応じたきめ細かい支援の充実	
施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進	頁	施策4 こどものすこやかな成長の促進	頁	施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり	頁
1 地域子育て支援事業	1	1 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業	1	1 児童福祉施設等の指導・監査	1
2 子ども・子育てDX推進事業	1	2 子どもの権利施策推進事業	1	2 母子保健指導・相談事業	1
3 小児医療費助成事業	1	3 子ども・若者未来応援事業	1	3 児童虐待等防止対策事業	1
4 児童手当支給事業	1	4 青少年活動推進事業	1	4 社会的養育推進事業	1
5 地域課題対応事業	1	5 こども文化センター運営事業	1	5 ひとり親家庭等の総合的支援事業	1
6 男女共同参画事業	1	6 わくわくプラザ事業	1	6 女性支援推進事業	1
7 人権オンブズパーソン運営事業	1	7 青少年教育施設の管理運営事業	1	7 子ども・若者支援推進事業	1
8 民生委員児童委員活動育成等事業	1			8 小児慢性特定疾病医療等給付事業	1
9 救急医療対策事業	1			9 災害遺児等援護事業	1
				10 療育・障害児等総合相談・生活支援事業	1
施策2 質の高い保育・幼児教育の推進	頁	施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進	頁	11 障害者等総合相談・支援事業	1
1 保育・幼児教育の質の維持・向上事業	1	1 探究的な学び推進事業	1	12 障害者社会参加・就労・移動支援事業	1
2 保育・幼児教育の提供体制確保事業	1	2 キャリア在り方生き方教育推進事業	1	13 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業	1
3 保育人材の確保事業	1	3 きめ細かな指導推進事業	1		
		4 教育DX推進事業	1	施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援	頁
施策3 子育てしやすい居住環境づくり	頁	5 魅力ある高等学校教育の推進事業	1	1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	1
1 交通安全推進事業	1	6 人権尊重・多文化共生教育推進事業	1	2 再犯防止等推進事業	1
2 防犯対策事業	1	7 豊かな心を育む体験活動推進事業	1	3 生活保護事業	1
3 安定居住推進事業	1	8 子どもの体力向上推進事業	1	4 生活保護自立支援対策事業	1
4 市営住宅整備・管理活用事業	1	9 部活動支援事業	1	5 生活困窮者等自立支援対策事業	1
5 魅力的な公園緑地整備等事業	1	10 健康給食推進事業	1	6 雇用労働対策・就業支援事業	1
		11 健康教育推進事業	1		
		12 学校安全推進事業	1		
		13 特別支援教育推進事業	1		
		14 共生・共育推進事業	1		
		15 児童生徒支援・相談事業	1		
		16 不登校対策推進事業	1		
		17 帰国・外国人児童生徒等支援事業	1		
		18 就学等支援事業	1		
		19 学校施設環境改善・維持管理事業	1		
		20 教職員の人材育成事業	1		
		21 地域における教育活動等の推進事業	1		
		22 地域の寺子屋事業	1		
		23 地域とともにある学校づくり推進事業	1		
		24 学校施設有効活用事業	1		
		25 家庭教育支援事業	1		

2 記載内容の見方

「成果指標」の見方

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合(こども未来局調べ)	●●人 (R8年度)	●●人 (R11年度)
	★1	★2

- 【★1】 本計画策定時点での直近の成果指標に係る実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としています。数年に一度実施する調査データを活用している場合など、指標によってはデータの取得年度が異なるため、実績値の下に年度を示しています。
- 【★2】 目標値については、取組の推進により数値が上昇・下降するもののほか、一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。
- 【★2】 目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（令和11（2029）年度）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

「主なアウトプット」の見方

主なアウトプット
・地域子育て支援センター利用者の満足度(R6年度:●点→R11年度:9.2点以上) ・乳児等通園支援事業の本格実施(R8年度～) ・地域子育て支援センターの延べ利用人数(R6年度:160,795人) ・ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数(R6年度:796人) ・ふれあい子育てサポートセンターの利用者数(R6年度:11,894人) ※成果指標 ・地域における子育て支援活動の参加数(R6年度:1,563回) ※成果指標

- 【★1】 本計画策定時点での直近の成果指標に係る実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としています。数年に一度実施する調査データを活用している場合など、指標によってはデータの取得年度が異なるため、実績値の下に年
- 【★2】 目標値については、取組の推進により数値が上昇・下降するもののほか、一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。
- 【★2】 目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期（令和11（2029）年度）としていますが、数年に一度実施する調査データを活用している場合等は、目標達成を判断する時期がその調査に依るため、目標値の下に目標達成を判断する年度等を示しています。

更新予定

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策の目標

企業・地域・行政などの多様な主体の連携・協働による子育て家庭への支援を推進するとともに、一人ひとりが互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めます。

取組の方向性

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域子育て支援センターや地域における子育てボランティア活動、保育・子育て総合支援センターを活用し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を地域全体で連携・協働して推進し、子育て家庭を社会全体で支える体制の構築に向けた取組を推進します。
- ◆ 小児医療費助成制度については、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

現状と課題

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、こどもの健やかな育ちを支えていくため、親子で交流できる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組をさらに推進する必要があります。

- ◆ 平成30(2018)年度から小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を廃止する制度拡充を実施するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組みました。子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、安心して医療機関を受診できる環境整備を進める必要。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

- ◆ 地域福祉の中核を担う民生委員児童委員が、相談支援や子育て支援、高齢者見守りなどを通じて地域福祉の向上に貢献し、主任児童委員は関係機関と連携してこどもが安心して暮らせる地域づくりを推進しており、今後も適正配置や育成支援により活動環境の整備を進める必要があります。

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合(こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)
保育・幼児教育施設利用者の満足度(こども未来局調べ)	●●●点 (R7年度)	●●●点以上 (R11年度)
●●●の満足度(こども未来局調べ)	●●●点 (R7年度)	●●●点以上 (R11年度)

事務事業	
No.	名称
1	地域子育て支援事業
2	子ども・子育てDX推進事業
3	小児医療費助成事業
4	児童手当支給事業
5	地域課題対応事業
6	男女共同参画事業
7	人権オンブズパーソン運営事業
8	民生委員児童委員活動育成等事業
9	救急医療対策事業

総合計画から必要な指標を
転記予定

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	地域子育て支援事業 (こども未来局保育・子育て推進部)	地域の中で親子が気軽に立ち寄り、保護者同士の交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談ができる場の提供や、会員同士で育児援助活動を行う「ふれあい子育てサポート事業」の充実など、地域全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進めます。

主なアウトプット

- ・地域子育て支援センター利用者の満足度(R6年度:●点→R11年度:9.2点以上)
- ・ふれあい子育てサポート事業のリニューアル(R9年度～)
- ・こども誰でも通園制度の実施(毎年度)
- ・地域子育て支援センターの延べ利用人数(R6年度:160,795人)
- ・ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数(R6年度:796人)
- ・ふれあい子育てサポートセンターの利用者数(R6年度:11,894人) ※成果指標
- ・地域における子育て支援活動の参加数(R6年度:1,563回)※成果指標

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	子ども・子育てDX推進事業 (こども未来局総務部企画課ほか)	子ども・子育てに関する各種申請手続きのオンライン化を推進するとともに、国の子ども・子育てDXの取組とも連携しながら、かわさき子育てアプリ等を活用した、出産・子育てに関する各種手続きのオンライン化や情報発信の充実に取り組むことにより、妊婦・子育て世帯の利便性の向上を推進します。

主なアウトプット

- ・かわさき子育てアプリの新規登録者数(R6年度:7,511件→R11年度:11,400件)
- ・一時保育システムの運用(毎年度)
- ・集団健診における乳幼児健診システムの利用者割合(R11年度:90%)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	小児医療費助成事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	子育て家庭に対して医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。

主なアウトプット

- ・助成対象年齢を高校生世代まで拡充するとともに、一部負担金を廃止(R8年9月～)
- ・小児通院医療費助成の対象者数(R6年度:179,409人)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	児童手当支給事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	こどもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、こどものすこやかな成長と発達を図ります。

主なアウトプット

- ・児童手当の支給対象児童数(R6年度:195,728人)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	地域課題対応事業 (市民文化局区政推進課)	各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。

主なアウトプット

・地域の身近な課題解決に向けた事業の企画・実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	男女共同参画事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	男女共同参画社会の形成促進に向けた普及啓発や「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業への女性活躍推進など男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に進めます。

主なアウトプット

・第7期男女平等推進行動計画の策定(R11年度)
「かわさき☆えるぼし」認証企業累計数(R6年度:146社→R11年度:180社)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	人権オンブズパーソン運営事業 (市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当)	①こどもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 安心して気軽に相談できるよう様々な広報媒体を活用して、人権オンブズ パーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、権利侵害に ついての相談及び救済を行います。

主なアウトプット

- ・救済の申立て受付件数
- ・こどもの相談受付件数
- ・男女平等の相談受付件数

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	民生委員児童委員活動育成等事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向 けて、民生委員児童委員の適正配置、育成・支援を行います。

主なアウトプット

- ・民生委員児童委員の充足率(R7年度:81.3%→R11年度:82.0%)
- ・民生委員児童委員の活動支援(毎年度)
- ・活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	救急医療対策事業 (健康福祉局保健医療政策部地域医療課)	安心して医療を受けられる体制を確保するため、救急、周産期、小児医療機関等に対し運営に向けた支援を行うとともに、医療が必要な方を適切な医療に繋げ、かつ救急医療の適時適切な利用を促進するため、医療情報ネット(ナビイ)や救急電話相談事業(#7119)の周知に取り組めます。
主なアウトプット		
・小児病院群輪番制における毎夜間の確保病院数(2施設) ・ #7119 における川崎市民の利用率(●●%)		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策の目標	現状と課題
地域の保育ニーズに応じた保育受入枠の確保や保護者への相談支援、民間参画を進めるとともに、保育人材の育成や医療的ケア児への支援を通じて、質の高い保育・幼児教育を推進します。	《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》 ◆ 保育受入枠の確保に向けて、市有地等の活用や民間事業者の導入による重点地域での施設整備を進めるとともに、川崎認定保育園など多様な施設を活用し、特に1・2歳児の受け皿の確保が重要となっています。また、保育士確保に向けて就職相談会や資格取得支援、支援センター事業などを展開し、都市間競争を踏まえた安定的な人材確保と柔軟な受入体制の維持に取り組む必要があります。
取組の方向性	
《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》 ◆ 保育所利用者の増加に対応するため、重点地域での新規整備や既存施設の定員変更など柔軟な手法を活用し、保育受入枠の確保を進めます。また、認定保育園の認可化や保育士確保、一時保育の需給調整にも取り組み、地域ニーズに応じた効率的な保育環境の整備を推進します。 《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》 ◆ 区役所において、申請前から入所保留後の対応まで、蓄積されたノウハウを活用し、保護者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援を行います。 《保育の質の維持・向上》 ◆ 保育・子育て総合支援センターを拠点に、在宅子育て家庭への支援や緊急保育の実施、保育技術の共有による人材育成を通じて、地域全体の保育の質の向上に取り組めます。 《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》 ◆ 特別な支援が必要な子どもに対し、専門職による相談・支援や関係機関との連携を通じて、保育から小学校への円滑な接続と医療的ケア児の受入体制の充実を図ります。 《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》 ◆ 幼稚園型一時預かり事業の拡充や認定こども園への移行支援を通じて、就労家庭児の受入れや多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応します。	《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》 ◆ 各区役所では、申請前の説明会や夜間・休日相談、入所保留者への丁寧な対応を通じて、保護者の多様な保育ニーズに応じた施設やサービスとの適切なマッチングを図り、感染症対策にも配慮しながら、きめ細やかな相談・支援を継続していく必要があります。 《保育の質の維持・向上》 ◆ 公立保育所を保育・子育て総合支援センターとして整備し、専門職による地域支援を展開するとともに、関係機関と連携し在宅子育て家庭への支援の充実が重要となっています。また、各種連携会議や研修を通じて民間保育所等への支援や人材育成を推進し、公私連携による保育サービスの質の維持・向上に取り組む必要があります。 《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》 ◆ 障害や医療的ケアが必要な子どもも集団保育が可能と判断された場合に受け入れ、巡回相談や専門職による支援を通じて保育体制の充実を図っています。発達障害や医療的ケア児の増加に対応し、保護者との連携や小学校への円滑な接続を視野に入れた支援を進める必要があり、地域で安定的に通える受入体制の確保が課題となっています。 《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》 ◆ 幼稚園を地域に根差した教育施設として活用し、幼児教育と保育の一体的な推進を図るため、認定こども園への移行や幼稚園型一時預かり事業の長時間化・通年化を進め、多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していく必要があります。

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
待機児童数 (こども未来局調べ)	0人 (R7年度)	0人 (R11年度)	1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業
保育・幼児教育施設利用者の満足度(こども未来局調べ)	8.1点 (R5年度)	8.4点以上 (R11年度)	2	保育・幼児教育の提供体制確保事業
●●●の満足度(こども未来局調べ)	●●●点 (R7年度)	●●●点以上 (R11年度)	3	保育人材の確保事業

総合計画から必要な指標を
転記予定

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部 こども未来局保育・幼児教育部)	民間保育所等への支援及び指導の実施や医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組の推進、研修等による公民保育所の人材育成、幼保小連携の充実等により、保育・幼児教育の質の維持・向上を図ります。

主なアウトプット

- ・保育・子育て総合支援センターの整備(高津区(R9年度)、幸区(R12年度)、麻生区(R13年度以降))
- ・公立保育所における医療的ケアの類型拡充(R8年度～)
- ・保育所等における利用者の満足度(R5年度:8.1点)(公立保育所運営事業) ※成果指標
- ・保育士宿舍借り上げ支援の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	保育・幼児教育の提供体制確保事業 (こども未来局保育・幼児教育部)	既存の保育資源の活用を前提とし、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく認可保育所等の整備や認定こども園への移行、一時預かり事業の推進等により、適切な提供体制の確保に取り組み、安心してこどもを預けられる環境づくりを進めます。

主なアウトプット

- ・保育所等の入所率(R7年4月:97.2%→R11年4月:98%)
- ・保育所からの認定こども園への移行・事業開始(R9年度～)
- ・認可保育所の整備における保育受入枠の拡大(R6年度:362人)(待機児童対策事業)
- ・保護者への保育料補助の助成対象児童数(R6年度:2,211人)(認可外保育施設等支援事業)
- ・病児・病後児保育事業の実施施設数(R6年度:7か所)(認可外保育施設等支援事業)
- ・幼稚園型一時預かり事業の11時間以上開所園数(R6年度:指標なし→年2園増)(幼児教育推進事業)
- ・幼稚園から認定こども園への移行園数(R6年度:2園→年2園増)(幼児教育推進事業)
- ・私立幼稚園保育料等補助金支給人数(R6年度:7,618人→R11年度1,881人)(幼児教育推進事業)
- ・幼稚園類似施設保育料等補助金支給人数(R6年度:172人→R11年度:152人)(幼児教育推進事業)
- ・待機児童数(R6年度:0人(翌年度4月1日時点))(待機児童対策事業、認可保育所等整備事業、認可外保育施設等支援事業) ※成果指標

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

本事務事業で実施する教育・保育給付

給付対象施設・事業名	施設・事業概要	量の見込み ・確保方策 掲載ページ
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。 幼保連携型: 認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。 幼稚園型: 認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。 保育所型: 認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。 地方裁量型: 幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。	P●●～ P●●
幼稚園	3歳から就学前の幼児が、さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。	
保育所	保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養育及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。	

給付対象施設・事業名	施設・事業概要	量の見込み ・確保方策 掲載ページ
地域型保育事業 (家庭的保育事業)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。	P●●～ P●●
地域型保育事業 (小規模保育保育事業)	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業 (事業所内保育事業)	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。	
地域型保育事業 (居宅訪問型保育事業)	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

施策の目標

子育て家庭の住まいの確保や公園の維持管理、防犯灯の整備を通じて、子育て家庭が安心して暮らせる安全・快適な居住環境づくりを推進します。

取組の方向性

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 住宅基本計画に基づき、子育て世帯が住みやすい住宅の仕組みづくりを進めるとともに、市営住宅の活用や居住支援協議会の運営を通じて、住宅セーフティネットの構築に取り組めます。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ 安全・安心な居住環境の整備に向けて、老朽化した公園の再整備やバリアフリー化、遊具の長寿命化による維持管理を進め、こどもたちの遊びや体験の場としての公園・緑地づくりを促進します。また、防犯灯の効率的な設置や防犯カメラの支援など、多様な主体と連携した防犯活動を通じて、安全に暮らせるまちづくりを推進します。

《こどもの交通安全の確保》

- ◆ 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、こどもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。

現状と課題

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

- ◆ 住宅基本計画に基づき、民間事業者と連携して住宅ストックの活用や世代間循環の促進に取り組み、子育て世帯や高齢者が安心して住み続けられる住環境の整備を進めています。市営住宅の期限付き入居制度の導入や居住支援協議会の運営を通じて、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援を実施し、誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けて、今後も居住ニーズやライフスタイルに応じた住宅確保の仕組みづくりに取り組む必要があります。

《安全・安心な居住環境の整備》

- ◆ こども・若者が安全に遊べる公園環境の整備として、遊具の更新や点検、老朽化した施設の再整備、バリアフリー化、長寿命化に取り組むとともに、防犯灯の設置や防犯カメラの補助など地域の防犯対策を推進し、市民の関心が高い安全・安心な居住環境の実現に向けた取組を継続していく必要があります。

《こどもの交通安全の確保》

- ◆ 交通安全対策基本法に基づき、市民の交通安全意識向上を図る啓発活動や年齢別交通安全教室を実施し、交通事故のない社会の実現に取り組んでいます。自転車事故の割合が高いことから、引き続き自転車に関する事故防止対策の強化が求められています。

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	1	交通安全推進事業
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	2	防犯対策事業
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	3	安定居住推進事業
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	4	市営住宅整備・管理活用事業
●●● (こども未来局調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	5	魅力的な公園緑地整備等事業

総合計画から必要な指標を
転記予定

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	交通安全推進事業 (市民文化局地域安全推進課)	交通事故の防止に向け、交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知、高齢者等に交通安全教室の実施など、交通事故のない安全で住みよい社会の実現に向けた取組を進めます。

主なアウトプット

- 複数の交通安全団体で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動(毎年度)
- 交通安全教室の開催(毎年度)
- 路面及び電柱巻付表示の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	防犯対策事業 (市民文化局地域安全推進課)	地域の防犯関連団体や警察等と連携し、町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置に係る経費を補助するとともに、防犯灯の適正な維持管理や住宅の防犯診断の実施等により、犯罪の未然防止や抑止を図り、地域の安全を確保することで安全・安心な市民生活を支援します。

主なアウトプット

- 防犯カメラ設置補助(毎年度)
- 防犯灯の管理灯数(R6年度:約7万灯→R11年度:約7万7千灯)
- 防犯診断の実施(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	安定居住推進事業 (まちづくり局住宅整備推進課)	子育て世代の定住・転入促進等に向けた取組や、高齢者等の多様な世帯の居住ニーズに対応した取組、重層的なセーフティネット構築に向けた居住支援などを推進します。

主なアウトプット

- ・住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付(毎年度)
- ・居住支援協議会の開催(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	市営住宅整備・管理活用事業 (まちづくり局市営住宅建替推進課 まちづくり局市営住宅管理課)	市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、計画的な建替改善・維持管理等を推進するとともに、的確・公平な入居制度等の推進、市営住宅敷地に関する財産の有効活用に取り組むなど、市営住宅等の適切な運用・活用を図ります。

主なアウトプット

- ・建替工事完了団地数(R8～R11年度:6団地)
- ・長寿命化改善工事完了団地数(R8～R11年度:8団地)
- ・子育て世帯や若年世帯等を対象とした入居者募集(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	魅力的な公園緑地整備等事業 (建設緑政局みどりの保全整備課)	地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進めます。
主なアウトプット		
・生田緑地東地区・ばら苑等整備推進(R8年度～) ・夢見ヶ崎動物公園再整備計画に基づく整備推進(R8年度～) ・稲田公園再整備に向けた取組推進(R8年度～) ・多摩川河川敷トイレ等再整備(R8年度～)		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

施策4 こどものすこやかな成長の促進

施策の目標

多様な価値観が尊重されるように子どもの権利の啓発を進めるとともに、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働して児童の健全育成と安全・安心なこどもの居場所所づくりに向けた取組を推進します。

取組の方向性

《子どもの権利》

- ◆ 子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組を行うとともに、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、子どもの権利保障の取組を進めます。

《こどものすこやかな成長》

- ◆ こどもが多くの人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら健やかに成長していけるよう、様々な体験や経験ができる機会の創出に向け、地域や関係機関等と連携を図りながら、こども文化センターを活用し、こどもたちの意見や地域の特性等を踏まえたこどもの居場所づくりに取り組みます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等にこどもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。

現状と課題

《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、令和5(2023)年3月に、「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の2つを重点取組として位置づけました。子どもの権利をめぐる課題は、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いことから、行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となっています。

《こどものすこやかな成長》

- ◆ 市内に58館ある「こども文化センター」においては、老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなどこどもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成に取り組むとともに、市民活動の拠点として活用が図られるよう施設の運営を行いました。核家族化や地域との関係の希薄化などにより、こどもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、こどもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、こどもを孤立から守り、健やかに育てるためのこどもの居場所づくりがより一層重要となっています。
- ◆ すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施し、居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するとともに、令和元(2019)年度からメール配信サービスの実施や、学校の長期休業期間等において平日朝の開設時間を30分前倒して8時からに変更するなど、事業の充実に取り組んできました。共働き世帯の増加や核家族世帯の増加に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しており、更なる事業の充実が求められています。

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
地域に安心して自分が好きなことをする場所があると回答したこどもの割合(川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査)	78.9% (R6年度)	80.9%以上 (R11年度)	1	放課後等の子どもの居場所づくり推進事業
困ったとき、なやんだときは、身近な大人が話を聞いてくれると感じている子どもの割合(川崎市学習状況調査)	79.3% (R6年度)	85.8%以上 (R11年度)	2	子どもの権利施策推進事業
子ども・若者が「子ども・若者の“声”募集箱」を通じて意見表明した件数(こども未来局調べ)	469件 (R6年度)	500件以上 (R11年度)	3	子ども・若者未来応援事業
			4	青少年活動推進事業
			5	こども文化センター運営事業
			6	わくわくプラザ事業
			7	青少年教育施設の管理運営事業

総合計画から必要な指標を
転記予定

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	放課後等のこどもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	「放課後等のこどもの居場所に関する今後の方向性」に基づき、地域社会全体で学童期、思春期それぞれの居場所づくりを推進します。

主なアウトプット

- ・わくわくプラザにおける区分制の導入(R11年度～)
- ・思春期の居場所づくり実施地域数

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	子どもの権利施策推進事業 (こども未来局青少年支援室)	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。

主なアウトプット

- ・子どもの権利に関する条例のこどもの認知度(R6年度:49.0%→R11年度:53.0%以上)
- ・子どもの権利に関する条例の大人の認知度(R6年度:33.1%→R11年度:37.1%以上)
- ・子どもの権利に関する広報資料配布部数(R6年度:281,015部)
- ・講師派遣事業参加人数(R6年度:5,603人)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	子ども・若者未来応援事業 (こども未来局総務部企画課)	こども・若者がさまざまな分野で活躍する人材となれるよう「子ども・若者応援基金」を活用した各事業を進めるとともに、こども・若者の市に対する意見等を表明する「子ども・若者の“声”募集箱」の活用を推進します。

主なアウトプット

- ・グローバル人材育成事業の実施(毎年度)
- ・子ども・若者の“声”募集箱の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	青少年活動推進事業 (こども未来局青少年支援室)	地域社会全体で、こども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で健全な育成を図るため、育成・指導する関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、各種イベントを通じた積極的な社会参加を促進します。

主なアウトプット

- ・「川崎市「二十歳を祝うつどい」」の企画や運営等に携わったボランティアの人数(R6年度:134人→R11年度:134人以上)
- ・「川崎市「二十歳を祝うつどい」」協力運営ボランティア人数(R6年度:134人)
- ・「川崎市青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数(R6年度:255人)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	こども文化センター運営事業 (こども未来局青少年支援室)	こどもの居場所を確保し、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。

主なアウトプット

・こども文化センターの延べ利用者数(R6年度:1,782,933人)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	わくわくプラザ事業 (こども未来局青少年支援室)	すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。

主なアウトプット

・わくわくプラザの登録率(R6年度:45.8%) ※成果指標
・わくわくプラザ利用者の満足度(R5年度:7.61点) ※成果指標

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局青少年支援室)	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、こどもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。
主なアウトプット		
・八ヶ岳少年自然の家の利用人数(R6年度:89,669人) ・黒川青少年野外活動センターの利用人数(R6年度:19,464人) ・子ども夢パークの利用人数(R6年度:69,654人) ・青少年の家の利用人数(R6年度:35,981人)		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

施策の目標	現状と課題
すべての学校において「キャリア在り方生き方教育」や個別支援、安全対策を推進し、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進します。また、地域の幅広い世代がこどもたちの学習や体験を支える取組を推進します。	«「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる» ◆ こどもたちの自立に向けて、キャリア教育や消費者教育を通じて基礎的・汎用的能力を育成し、人権尊重教育や多文化共生教育により豊かな心を育む取組を全校で実践しています。学力向上のためのきめ細かな指導や英語教育の充実、ICT活用による学びの深化を進め、「かわさきGIGAスクール構想」を推進するとともに、読書活動や運動体験、健康給食を通じて、健やかな心身の育成に取り組む必要があります。
取組の方向性	
«「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる» ◆ 「生きる力」を育み、人間としての在り方・生き方の軸を形成するため、キャリア・パスポートを活用した系統的なキャリア教育や人権学習、多文化共生教育を推進し、他者を尊重する態度を育成します。 «一人ひとりの教育的ニーズへの対応» ◆ ICTや英語教育、食育の充実により、個々の学習状況に応じた支援を行います。特別支援教育や登校支援、ヤングケアラーへの対応など、教育的ニーズに応じた支援を強化し、関係機関と連携して取組を進めます。 «学校安全の確保と学校の教育力の向上» ◆ 通学路の安全対策や地域との協働による学校安全の確保を図るとともに、学校運営協議会の拡充や教職員研修の充実により、学校の教育力の向上に取り組めます。 «家庭・地域の教育力の向上» ◆ 家庭教育支援の輪を広げ、地域教育会議や寺子屋事業などを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりを進めます。	«一人ひとりの教育的ニーズへの対応» ◆ 障害、不登校、経済的困難、外国につながる児童生徒など、多様な教育的ニーズに応じた支援を強化するとともに、専門機関との連携や支援体制の整備を進め、学習機会の保障と社会的自立を支援する必要があります。 «学校安全の確保と学校の教育力の向上» ◆ こどもたちの安全確保のため、防災教育や通学路の安全対策に取り組む必要があります。また、学校運営協議会や地域との連携を強化し、教職員の資質向上に取り組むことによる、地域とともにある学校づくりと教育力の向上が必要となっています。 «家庭・地域の教育力の向上» ◆ 家庭教育支援の充実に向け、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを推進する必要があります。また、地域教育会議や寺子屋事業を通じて、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域人材の育成・確保により教育力の向上を図る必要があります。

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	1	探究的な学び推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	2	キャリア在り方生き方教育推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	3	さめ細かな指導推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	4	教育DX推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	5	魅力ある高等学校教育の推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	6	人権尊重・多文化共生教育推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	7	豊かな心を育む体験活動推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	8	子どもの体力向上推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	9	部活動支援事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	10	健康給食推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	11	健康教育推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	12	学校安全推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	13	特別支援教育推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	14	共生・共育推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	15	児童生徒支援・相談事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	16	不登校対策推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	17	帰国・外国人児童生徒等支援事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	18	就学等支援事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	19	学校施設環境改善・維持管理事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	20	教職員の人材育成事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	21	地域における教育活動等の推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	22	地域の寺子屋事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	23	地域とともにある学校づくり推進事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	24	学校施設有効活用事業
●●● (●●●調べ)	●●人 (R11年度)	●●人 (R11年度)	25	家庭教育支援事業

総合計画から必要な指標を
転記予定

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	探究的な学び推進事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	自分たちで考え、解決する学びに向けて、こどもたちが地域・社会への参画を通して様々な資質・能力を育めるように、これまでの本市の取組をさらに発展させた「かわさき探究2.0」を、全ての市立学校で実施します。

主なアウトプット

- ・モデル校での「かわさき探究2.0」の実施(小学校・中学校各2校)(R8年度、R9年度)
- ・教員向けガイドブックの配布(R9年度～)
- ・「かわさき探究2.0」の全校展開(R10年度～)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	キャリア在り方生き方教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。

主なアウトプット

- ・●●●「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	きめ細かな指導推進事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、川崎市学習状況調査による学習状況の把握・分析を進めるとともに、英語教育におけるALTの配置、理科教育における支援員の配置を進めます。

主なアウトプット

- ・川崎市学習状況調査の実施(毎年度小4～中3)
- ・川崎市学習状況調査のCBT化(R9年度～)
- ・ALT(全小・中・高等学校・特別支援学校)や理科支援員(全小学校)の配置(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	教育DX推進事業事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	児童生徒の理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる指導改善ができるよう、1人1台端末のダッシュボード「かわさきDパレット」を活用し、教育データの利活用を推進するとともに、次世代の校務DXに向けて、端末やネットワークを統合し、学校を支援します。

主なアウトプット

- ・新たなダッシュボードの検討(毎年度)
- ・次世代校務支援システムの構築(R●年度～)
- ・端末及びネットワーク統合(R●年度～)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	魅力ある高等学校教育の推進事業 (教育委員会事務局指導課)	「(仮称)新たな市立高等学校等の改革に向けた基本的な考え方」に基づき、生徒から“選ばれる”高等学校づくり、多様な学び方から生徒が学びを“選べる”高等学校づくりに取り組むとともに、併せて適正な配置及び規模の検討に取り組めます。

主なアウトプット

- ・「(仮称)新たな市立高等学校等の改革に向けた基本的な考え方」に基づく新たな計画の策定(R8年度)
- ・新たな計画に基づく取組の推進(R9年度～)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	人権や多文化共生に関する正しい理解の促進を図るとともに、自他のよさを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成を図り、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くことができるよう総合的に人権尊重教育を推進します。

主なアウトプット

- ・人権研修の実施(毎年度)
- ・こどもの権利学習の実施(毎年度)
- ・「多文化共生ふれあい事業」の実施(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	豊かな心を育む体験活動推進事業 (教育委員会事務局指導課)	こどもの読書環境の充実や、豊かな自然の中で、さまざまな体験活動等を行う「自然教室」、音楽のすばらしさを味わい、体験する「子どものためのオーケストラ鑑賞」などの体験活動等を通して、こどもたちの豊かな感性を育みます。
主なアウトプット		
・こどもの読書活動の推進(毎年度) ・「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施(毎年度) ・小・中・特別支援学校における自然教室の実施(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	子どもの体力向上推進事業 (教育委員会事務局指導課)	児童生徒の健全な心身の育成をめざし、学校体育活動を充実するなど、児童生徒の体力向上につながる取組を進めます。また、学校プールの効率的・効果的な運用の推進のため、水泳授業の在り方などについて検討する必要があります。
主なアウトプット		
・小学校での「かわさきキラキラチャレンジ」の実施(毎年度) ・小学校における民間プールや外部人材を活用した水泳授業の実施(R7年度:7校→R11年度:115校)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	部活動支援事業 (教育委員会事務局指導課)	部活動は多様な学びの場としての、教育的意義を踏まえつつ、これまで学校単独で担ってきた部活動の在り方について、地域との連携や外部人材の活用を図りながら、持続可能な運営体制の整備と効果的な活動を推進します。
主なアウトプット		
・「川崎市立学校の部活動に係る方針」を踏まえた取組の推進(R8年度～) ・学校のニーズに応じた部活動指導員の配置(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	健康給食推進事業 (教育委員会事務局健康教育課)	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい学校給食の提供を行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。
主なアウトプット		
・小・中・特別支援学校における健康給食の提供 ・SDGs×健康給食の推進(毎年度)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	健康教育推進事業 (教育委員会事務局●●●課)	●●●を推進します。
主なアウトプット		
・●●●の推進(R8年度～) ・●●●の配置(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
12	学校安全推進事業 (教育委員会事務局●●●課)	●●●を推進します。
主なアウトプット		
・●●●の推進(R8年度～) ・●●●の配置(毎年度)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
13	特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局支援教育課)	共生社会の形成をめざした特別支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保、小・中・高等学校・特別支援学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。

主なアウトプット

- ・市立学校における医療的ケア児の受入れ(毎年度)
- ・通級指導教室の充実(R8年度～)
- ・保健・医療・福祉の関係機関等との連携(～R11年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
14	共生・共育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用によりこどもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。

主なアウトプット

- ・プログラムの「効果測定」を活用した授業の実施(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
15	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	不登校やいじめへの対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、こどもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。

主なアウトプット

- ・スクールカウンセラーによる専門的相談支援の実施(毎年度)
- ・スクールソーシャルワーカーの要請訪問及び巡回派遣(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
16	不登校対策推進事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	「川崎市不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、別室指導など校内での支援を充実させるとともに、ゆうゆう広場やICTを活用した学習支援等の多様な学びの場の確保を図るなど、不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、本市の不登校児童生徒への支援を総合的に推進します。

主なアウトプット

- ・全小中学校に校内教育支援センターを設置(R8年度から順次拡大)
- ・保護者支援事業の実施(R8年度～)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
17	帰国・外国人児童生徒等支援事業 (教育委員会事務局教育政策室)	特別の教育課程等による日本語指導の充実を図るとともに、日本語指導初期支援員を適切に配置するなど、一人ひとりのアイデンティティを大切にしながら、児童生徒の自己実現に向けた支援体制の整備を総合的に推進します。

主なアウトプット

- ・日本語指導初期支援員の配置(毎年度)
- ・国際教室の設置、非常勤講師の配置(毎年度)
- ・通訳者の派遣、通訳機の配置(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
18	就学等支援事業 (教育委員会事務局●●●課)	●●●を推進します。

主なアウトプット

- ・●●●の推進(R8年度～)
- ・●●●の配置(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
19	学校施設環境改善・維持管理事業 (教育委員会事務局●●課)	●●●を推進します。
主なアウトプット		
・●●●の推進(R8年度～) ・●●●の配置(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
20	教職員の人材育成事業 (教育委員会事務局●●課)	●●●を推進します。
主なアウトプット		
・●●●の推進(R8年度～) ・●●●の配置(毎年度)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
21	地域における教育活動等の推進事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	地域社会でいきいきと活動する市民や、こどもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づいた活動を行うことで、地域におけるこどもの育ちや意見表明を促進します。
主なアウトプット		
・地域教育会議の実施(毎年度) ・川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催(毎年度) ・川崎市子ども会議の開催(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
22	地域の寺子屋事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	地域ぐるみでこどもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となってこどもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。
主なアウトプット		
・地域の寺子屋事業の実施(毎年度) ・寺子屋先生養成講座の開催(毎年度) ・地域の寺子屋推進フォーラムの開催(毎年度)		

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
23	地域とともにある学校づくり推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現をめざし、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を充実するとともに、その取組の成果を他の学校に波及させることで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

主なアウトプット

- ・全市立学校で学校運営協議会の実施(毎年度)
- ・コミュニティ・スクール連絡会の実施(毎年度)
- ・保護者・地域住民等が参画する学校評価の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
24	学校施設有効活用事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	特別教室等の開放拡大に向けた調査や調整等を行うとともに、予約システムやスマートロック等を活用した利便性の向上を図りながら、持続可能な運営体制への移行に向けた支援を行います。

主なアウトプット

- ・特別教室等の開放拡大(R6年度:115箇所→R11年度:125箇所)
- ・みんなの校庭プロジェクトの実施(毎年度)

第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

3 施策及び事務事業

施策5 こどもの「生きる力」を育む教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
25	家庭教育支援事業 (教育委員会事務局生涯学習推進課)	家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施するとともに、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援し、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進します。
主なアウトプット		
・市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供(毎年度) ・PTAによる家庭教育学級への講師派遣と開催支援(毎年度)		